

三豊市農業委員会 9月定例総会議事録

令和2年9月23日午後1時30分より、三豊市農業委員会9月定例総会を三豊市危機管理センター 201・202会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名（農業委員22名、農地利用最適化推進委員6名）
欠席者 4名

【農業委員】 (出席○・欠席-)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 幸信	-	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	-	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

6番	近藤 省三	○	18番	石井 知章	○	24番	大平 三雪	○
32番	小谷 明夫	○	44番	十河 隆司	-	55番	吉久 彰人	-
59番	中井 計	○	63番	矢野 輝雄	○			

2. 署名委員

8番 石井 宏昭
18番 石原 剛

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 磯崎 早記
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書記

主 任 赤松 琴美

6. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 7号 非農地通知の件について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会9月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長 みなさん、こんにちは。暑い夏が過ぎ、朝晩冷え込む日もできて秋を感じるようになりました。まだまだ新型コロナウイルスの流行は収束しておりませんし、大都市では毎日感染者が出ている状況です。私の住む地域に農産物の直売センターがあるんですけども、この連休には県内外からたくさんの方が来られて、久しぶりに賑わっておりました。予防対策はもちろん十分にとったうえで、収束まではウイルスとの共生を考え、気を付けながら過ごしていかなければと思います。農業委員、農地利用最適化推進委員委員のみなさんは、稲刈り、ブロッコリーの植え付けなどにお忙しい中、ご出席いただきお礼申し上げます。
本日の案件はそう多くはありませんが、皆様のご協力を賜りまして、スムーズにかつ十分に審議ができますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、4番 松岡 幸信 委員、13番 新延 健 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日も「新型コロナウイルス感染警戒期」と位置づけられておりますので、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、会議中は座席の配置を変更し、換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願ひいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会9月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは8番 石井 宏昭 委員、18番 石原 剛 委員のご両名にお願ひいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔議案第1号 番号1号から番号21号を朗読〕

以上21件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨の通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさんから何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号21号の21件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔議案第2号 番号1号から番号3号を朗読〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔なしの声あり〕

議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号3号の3件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔議案第3号 番号1号から番号14号を朗読〕

以上14件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 4番 松岡 幸信 委員欠席のため、代わって番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人は遠方に住んでおり、農地の管理に困っていたため、譲受人と売買となりました。譲受人は水稻をつくる予定です。現地を確認したところ、農地として適正に管理されており、耕作に問題ありません。周辺に特に影響はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

5 番 番号2号と番号3号は関連しておりますので、まとめて説明します。申請地は隣り合わせです。番号2号の申請地は、現在は耕作できず不作付け地となっております。番号3号の申請地は耕作者が高齢になり規模縮小したいとのことで、売買となりました。周辺農地に影響もないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

6 番 番号4号について説明します。譲渡人は自営業で農地の管理に困っておりました。譲受人は果樹を植える予定です。現地を確認しましたが、周辺農地への影響はなく、問題ないと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

9 番 番号5号について説明します。申請地は国道沿いにあり、譲受人の農地と隣接しています。譲受人から譲ってもらえないかと相談をしたところ、譲渡人も国道拡張工事の残地で面積が少なく、耕作しづらいとのことで、無償譲渡の話がまとまりました。周辺農地に影響はありません。ご審議よろしくお願ひします。

11 番 番号6号について説明します。申請地は譲受人の農地の隣です。譲渡人は市外から管理に通ってました。譲渡人から譲受人に譲渡したいと相談したところ、売買の話がまとまりました。周辺に影響はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

18 番 番号7号と番号8号について説明します。まず、番号7号についてです。譲渡人は遠方で、相続で取得した農地の管理ができないため売却先を探しておりました。知人である譲受人に相談したところ、売買の話がまとまりました。譲受人は所有地のほかにも農地を借り受けて耕作しており、申請地ではニンニクをつくる予定です。
続いて番号8号についてです。譲受人は定年退職し、今後は貸し付けていた所有農地を返還してもらい、あわせて耕作する予定です。どちらも周辺農地に影響ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

17 番 番号9号について説明します。譲渡人は遠方に住んでおり、不作付け地となっております。譲渡人から譲受人に話があり、売買となりました。申請地は譲受人宅の近くにあります。譲受人は花卉農家で、切り花を出荷しています。周辺農地への影響はなく、問題ないと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

19 番 番号10号について説明します。譲受人は高齢で後継者もなく、譲受人に買って欲しいと相談したところ、売買となりました。譲受人は香川県農地機構から農地を借り受け規模拡大している方で、申請地では果樹を植える予定です。周辺農地への影響も無く、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 番号11号から番号14号については私から説明します。まず、番号11号についてです。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は高齢で農業廃止し、整理

をしています。譲受人は市内の他町に住んでいるのですが、自宅から毎日通って農業をしています。問題ないと思われます。
次に番号12号についてです。譲渡人は高齢で耕作が困難になったため、農地の整理をしたいと譲渡先を探してました。譲受人は担い手で、経営面積を拡大している方ですので、問題ないと思われます。
番号13号については、生前一括贈与です。譲渡人の配偶者が亡くなり、後継者である譲渡人に今のうちに譲り渡したいということです。耕作には問題ありません。
最後に、番号14号についてです。譲渡人と譲受人はご近所同士です。譲受人から栗を植えたいと申し出があり、話がまとまりました。周辺農地への影響もないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。
以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

23 番 番号5号の申請について意見を述べさせていただきます。この申請の譲受人の営農に対する姿勢に疑問があります。譲受人については、数年前から地元の水利組合といざこざがあり、解決せず、長期間話し合いが続いています。農業委員会の農事相談でもお話しましたが、いまだに解決しておらず、近く裁判所で審議することになっております。譲受人にはこれ以外にも、いくつか未解決の事案がありますが、ここで話すのは控えさせていただきます。こういった方が農地を取得するというのは、周辺農地の営農に影響が出ることにはないかと考えます。本件は、裁判所の審議後に、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 番号第5号の譲受人には、農地をめぐるトラブルがあり、その解消に至っていないということです。地区担当委員さん、このことについて、聞いたことはありますか。

9 番 はい、聞いたことがあります。

議 長 聞いたことがあるそうです。農地法第3条第2項の不許可事項に該当するのではないかと、ということですね。このことについて、事務局から説明願ひます。

事務局 番号5号について申し上げます。不許可事項を定める農地法第3条第2項第7号の中に、「周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」に該当する可能性があると思われます。農地法の許可を受けるには、地域との調和という要件も必要となります。本申請は、再度調査をする必要があると思ひます。

議 長 事務局より説明がありましたとおり、許可には地域との調和、周辺農地の耕作に支障が生じないということが必要です。周辺の農業者の営農に支障を生ずるおそれがある場合は、許可することは難しいということです。この件について、他にご意見はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 それでは、番号5号の申請については、もう一度事務局で精査し、周辺地域の営農に支障を生ずるおそれがないと確認できた後、許可するというので、よろしいでしょうか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 ありがとうございます。番号5号については、再審議ということで、保留とします。
その他の申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号、番号6号から番号14号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号、番号6号から番号14号の13件につきましては許可することと決定し、番号5号については保留と決定いたします。
次に進ませていただきます。15ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

農地区分につきましては、番号2号の一部および番号5号は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。その他は全て第2種農地です。

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、高速道路パーキングエリアの南側に位置しています。併せ利用地には、申請者の住居が建っており、申請地は倉庫および進入路として利用しています。許可を得ておりませんでしたので、無断転用の解消をしたい旨の申請です。何年も前から使用しており、周辺農地に影響はなく問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

21 番 番号5号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は平成5年に圃場整備事業で換地処分を行いました。非農用地協議はなされておりますが、転用の許可を得ていなかったため、今回無断転用の解消のため申請するも

のです。申請地には40年ほど前から建物がありますが、今日まで苦情もなく、周辺農地への影響もないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号8号を朗読]

農地区分につきましては、番号2号は三豊市山本支所から300メートル以内に位置しておりますので第3種農地、その他は全て第2種農地です。

以上8件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9 番 番号2号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地はマルナカ山本店の西側です。申請地は現在不作付け地となっております。不動産仲介業者より話があり、譲受人に農業後継者がおらず、今後も耕作できないため、売却することにしたそうです。今後は分譲住宅地となる予定です。水利組合や周辺農地の同意は得ておりますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いいたします。

12 番 議席番号13番 新延 委員 が欠席のため、代わって番号3号について説明します。申請地は吉津小学校のふもとに位置しております。本申請地は1年ほどまえから譲渡人が管理していましたが、草の管理等も行き届かず、売却先を探してました。申請地は、分譲住宅地となる予定です。水利関係の同意は得ており、周辺農地への影響はないと思われま。よろしくご審議ください。

14 番 番号5号について、代表して説明いたします。本申請地は、議席番号16番

田井 委員 と現地調査を行いました。位置図公図をご覧ください。豊中支所から北へ800メートルほど行ったところ。市道の整備をしている地区で、2年ほどから、不動産仲介業者から譲受人に話がありました。12戸の分譲住宅用地となる計画です。関係水利組合は2つありますが、了解済みで、周辺農地の了解も得ておりますので、問題ないと思われ。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 16番 田井 委員さん、説明に補足はありますか。

16番 ありません。

13番 番号12号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。県道23号線を詫間方面に向かう交差点の角の農地です。以前より譲受人から事業用地として買い受けたいと申し入れていました。このたび売買の話がまとまりました。駐車場として利用する予定です。

番号12号について説明します。譲渡人が耕作をやめたいと思い、不動産仲介業者に依頼して探したところ、譲受人と売買の話がまとまりました。水利の同意は得ており、影響ないと思われ。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

14番 番号13号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。県道224号線と県道230号線の交差点近くに保育園が建っております。現在の事業者は平成29年度に開園したのですが、その前の事業者の頃から保育園の駐車場として借り受けて利用しています。この度、園舎の東側の農地に園庭を拡張したいとのことで農振除外の手続きを始めたところ、無断であったことがわかり申請したものです。申請地は引き続き駐車場として利用する予定です。周辺農地に影響ないと思われ。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 番号7号は私の担当地区ですので、説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は和光中学校から600メートルほど離れたところにあります。譲渡人と自営業を営む譲受人は、ご近所同士です。譲受人の事業に駐車場が不足し、譲ってほしいと相談したところ、譲渡人も規模縮小したいということで、話がまとまりました。水利、関係先の同意は得ており、周辺にも影響ないと思われ。ご審議よろしくお願ひいたします。

以上で、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。23ページをお開きください。議案第6号「農

地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号2号を朗読]

農地区分につきましては、番号1号は三豊市役所山本支所から300メートル以内のため第3種農地、その他は全て第2種農地です。

以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われ。ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。21ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

12番 議席番号13番 新延 委員が欠席のため、代わって番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。当該地は三野町と詫間町にまたがる山の中にあります。現地を確認したところ、周辺を含め樹木が茂り、山林となってい

ます。農地への復旧は困難と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 4 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。該当地は比地大地区の宮池から七宝山の畑かんのポンプ場へ上がる道沿いにあります。現地を確認したところ、樹木が茂り、境界もわかりません。現況は山林となっています。農地への復旧は困難と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。22ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の22ページから50ページまでです。管理者から耕作者への貸借は39件、農地中間管理事業による一括方式での貸借に関しては12件、合計51件となっております。

以上、利用権の設定51件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は51件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時55分からといたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後 2時45分休憩
午後 2時55分再開

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)

2. 令和2年度農業者年金加入推進特別研修会について(報告)

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

3. その他

(1) 10月定例総会について

日 時 令和2年10月20日(火)午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター2階 201・202会議室

議 長 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
10月7日(水)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:岡根 譲	豊中町:田所上奉
		詫間町:石原 剛	仁尾町:西山正一

署名委員 _____

署名委員 _____

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
10月30日(金) 午後7時~	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター 3階 301・302 会議室

(4) 配布物

- ・令和2年度版 農家相談の手引
- ・農政情報 No.372 (令和2年9月号)

閉 会 【 午後 3時30分 】